

企業等と連携した実習・演習等

医療専門課程 歯科衛生士科

授業科目名	臨地実習Ⅰ	授業時数	135時間
実施期間	令和4年9月5日～令和4年10月18日(20日間)		
実習・演習等の目的及び概要	主に一般歯科診療所において、担当指導者の下に、見学や実践を行い、これまでの学修を総合的に捉え、知識や手技の実際を認識する。		
企業等との連携の基本方針 (連携企業等の選定理由)	本科では、「多様化する地域住民のニーズ(要望)」に応えられるよう、多(他)職種と連携しながら自らの専門性を発揮できる歯科衛生士を養成する」ことを養成目的としている。そのために、机上で学べない歯科衛生士に必要な知識と技能および態度を身につけさせることを基本方針として実習を行っている。具体的には、患者様への接し方や学んだ知識、手技を実習指導者の指導の下に実施し、歯科衛生士に必要な基礎的な職業教育を実践する場として施設と連携する。		
企業等との連携内容	歯科衛生士養成所指導要領に基づく歯科診療補助業務および、歯科予防処置業務ならびに歯科保健指導業務全般の実践とその実技指導		
学修成果の評価方法	・実習の成績評価は、実習前および実習後教育、実習施設の評価、実習日誌および実習後レポートを総合し、評価する。(学則第13条-6) ・実習評価は、実習前試験、実習施設の評価、実習後試験のそれぞれで評価し、実習指導の科目がある場合は、実習および実習指導の評価と同一とし、別に単位を換算する。(学則施行細則第5条1-6)		
実習・演習等計画			
日程	実習・演習等の内容		実施場所
実習開始3ヶ月前～	＜実習前教育＞ ・アシスタントワークの技術チェックを中心に実習を実施 ・臨床で使用する略語、チェサイドでの業務記録の記載方法の確認		学内
実習開始1週間前	＜事前訪問オリエンテーション＞ ・実習施設にて指導者との顔合わせ、施設内見学、実習時の注意事項の伝達を受ける ・実習指導者と今期の到達目標についてすりあわせを行なう		各実習施設
実習期間	・各種術式における歯科診療補助の見学と実践を行う ・実習指導者の指導の下に、歯科予防処置、歯科保健指導の見学と実践を行う		各実習施設
実習期間中の毎週木曜日	＜実習後教育＞ ・当該週の実習日誌およびケース取得表を提出し、クラス担任より添削と指導を受ける		学内
実習終了後1週間以内	・全実習日程終了後に、自己評価を行なうことによって、実習期間中の成長を振り返り、到達目標の差異を認識して次回実習に繋げる		学内
実習終了後2週間以内	・個別面談にて、今期実習の振り返りを行うとともに、次期実習に向けての課題解決のためのプランニングを行う		学内
連携する企業等	医療法人社団三進会 みつはし歯科医院 医療法人社団尚歯会 ヒラソル歯科医院 医療法人社団泉昌会 飯田橋内科歯科クリニック 他18施設		

(留意事項)

企業等と連携する授業科目(実施要項の3(3)の要件を満たすものに限ります。)毎に作成すること。

企業等と連携した実習・演習等

医療専門課程 歯科衛生士科

授業科目名	臨地実習Ⅱ	授業時数	270時間
実施期間	令和4年11月7日～令和5年2月14日(39日間)		
実習・演習等の目的及び概要	主に一般歯科診療所において、担当指導者の下に、見学や実践を行い、これまでの学修を総合的に捉え、知識や手技の実際を認識する。		
企業等との連携の基本方針 (連携企業等の選定理由)	本科では、「多様化する地域住民のニーズ(要望)」に応えられるよう、多(他)職種と連携しながら自らの専門性を発揮できる歯科衛生士を養成する」ことを養成目的としている。そのために、机上で学べない歯科衛生士に必要な知識と技能および態度を身につけさせることを基本方針として実習を行っている。具体的には、患者様への接し方や学んだ知識、手技を実習指導者の指導の下に実施し、歯科衛生士に必要な基礎的な職業教育を実践する場として施設と連携する。		
企業等との連携内容	歯科衛生士養成所指導要領に基づく歯科診療補助業務および、歯科予防処置業務ならびに歯科保健指導業務全般の実践とその実技指導		
学修成果の評価方法	・実習の成績評価は、実習前および実習後教育、実習施設の評価、実習日誌および実習後レポートを総合し、評価する。(学則第13条-6) ・実習評価は、実習前試験、実習施設の評価、実習後試験のそれぞれで評価し、実習指導の科目がある場合は、実習および実習指導の評価と同一とし、別に単位を換算する。(学則施行細則第5条1-6)		
実習・演習等計画			
日程	実習・演習等の内容		実施場所
実習開始2ヶ月前～	＜実習前教育＞ ・アシスタントワークの技術チェックを中心に実習を実施 ・臨床で使用する略語、チェサイドでの業務記録の記載方法の確認		学内
実習開始1週間前	＜事前訪問オリエンテーション＞ ・実習施設にて指導者との顔合わせ、施設内見学、実習時の注意事項の伝達を受ける ・実習指導者と今期の到達目標についてすりあわせを行なう		各実習施設
実習期間	・各種術式における歯科診療補助の見学と実践を行う ・実習指導者の指導の下に、歯科予防処置、歯科保健指導の見学と実践を行う		各実習施設
実習期間中の木曜日	＜実習後教育＞ ・当該週の実習日誌およびケース取得表を提出し、クラス担任より添削と指導を受ける		学内
実習終了後1週間以内	・全実習日程終了後に、自己評価を行なうことによって、実習期間中の成長を振り返り、到達目標の差異を認識して次回実習に繋げる		学内
実習終了後2週間以内	・個別面談にて、今期実習の振り返りを行うとともに、次期実習に向けての課題解決のためのプランニングを行う		学内
連携する企業等	かつらやま歯科医院 医療法人社団徳神会 みき歯科クリニック 医療法人社団尚歯会 コートマリーナ歯科医院 他17施設		

(留意事項)

企業等と連携する授業科目(実施要項の3(3)の要件を満たすものに限ります。)毎に作成すること。

企業等と連携した実習・演習等

医療専門課程 歯科衛生士科

授業科目名	臨地実習Ⅲ	授業時数	360時間
実施期間	令和5年4月8日～令和5年7月27日(52日間)		
実習・演習等の目的及び概要	主に一般歯科診療所において、担当指導者の下に、見学や実践を行い、これまでの学修を総合的に捉え、知識や手技の実際を認識する。		
企業等との連携の基本方針 (連携企業等の選定理由)	本科では、「多様化する地域住民のニーズ(要望)」に応えられるよう、多(他)職種と連携しながら自らの専門性を発揮できる歯科衛生士を養成する」ことを養成目的としている。そのために、机上で学べない歯科衛生士に必要な知識と技能および態度を身につけさせることを基本方針として実習を行っている。具体的には、患者様への接し方や学んだ知識、手技を実習指導者の指導の下に実施し、歯科衛生士に必要な基礎的な職業教育を実践する場として施設と連携する。		
企業等との連携内容	歯科衛生士養成所指導要領に基づく歯科診療補助業務および、歯科予防処置業務ならびに歯科保健指導業務全般の実践とその実技指導		
学修成果の評価方法	・実習の成績評価は、実習前および実習後教育、実習施設の評価、実習日誌および実習後レポートを総合し、評価する。(学則第13条-6) ・実習評価は、実習前試験、実習施設の評価、実習後試験のそれぞれで評価し、実習指導の科目がある場合は、実習および実習指導の評価と同一とし、別に単位を換算する。(学則施行細則第5条1-6)		
実習・演習等計画			
日程	実習・演習等の内容		実施場所
実習開始1ヵ月前	＜実習前教育＞ ・臨地実習の心得、身だしなみの確認 ・実習ノートの具体的な活用方法(記入、記録、到達目標、ケース記録)		学内
実習開始1週間前	＜事前訪問オリエンテーション＞ ・実習施設にて指導者との顔合わせ、施設内見学、実習時の注意事項の伝達を受ける。 ・実習指導者と今期の到達目標についてすりあわせを行う		各実習施設
実習期間	・各種術式における歯科診療補助の見学と実践を行う ・実習指導者の指導の下に歯科予防処置、歯科保健指導の見学と実践を行う ・歯科衛生過程に則った症例検討と介入を期間中に2症例実施する		各実習施設
実習期間中の木曜日	＜実習後教育＞ ・当該週の実習日誌およびケース取得表を提出し、クラス担任より添削と指導を受ける。		学内
実習終了後1週間	・全実習日程終了後に自己評価を行うことによって実習期間中の成長を振り返り、到達目標との差異を認識して次回実習に繋げる。		学内
連携する企業等	医療法人社団フロンティア 山脇歯科医院 水野デンタルクリニック トヨムラ歯科医院 他20施設		

(留意事項)

企業等と連携する授業科目(実施要項の3(3)の要件を満たすものに限ります。)毎に作成すること。

企業等と連携した実習・演習等

医療専門課程 歯科衛生士科

授業科目名	臨地実習Ⅳ	授業時数	135時間
実施期間	令和5年8月17日～令和5年9月13日(20日間)		
実習・演習等の目的及び概要	主に保育園、各種社会福祉施設等での実習を通じて、地域住民の様々なニーズに多職種との連携をもって対応するための知識、技術を学ぶ		
企業等との連携の基本方針 (連携企業等の選定理由)	本科では、「多様化する地域住民のニーズ(要望)」に応えられるよう、多(他)職種と連携しながら自らの専門性を発揮できる歯科衛生士を養成する」ことを養成目的としている。そのために、机上で学べない歯科衛生士に必要な知識と技能および態度を身につけさせることを基本方針として実習を行っている。具体的には、患者様への接し方や学んだ知識、手技を実習指導者の指導の下に実施し、歯科衛生士に必要な基礎的な職業教育を実践する場として施設と連携する。		
企業等との連携内容	・専門的かつ先進的な歯科治療方法の見学 ・保育士、介護福祉士等、他職種理解を深めるための業務体験 ・各種施設の利用者および各ライフステージにおける口腔状況に対する理解を深めるための歯科保健指導の実践		
学修成果の評価方法	・実習の成績評価は、実習前および実習後教育、実習施設の評価、実習日誌および実習後レポートを総合し、評価する。(学則第13条-6) ・実習評価は、実習前試験、実習施設の評価、実習後試験のそれぞれで評価し、実習指導の科目がある場合は、実習および実習指導の評価と同一とし、別に単位を換算する。(学則施行細則第5条1-6)		
実習・演習等計画			
日程	実習・演習等の内容	実施場所	
実習開始3ヵ月前～	＜実習前教育＞ ・必要な知識の確認、事前課題の取り組み、知識の整理法 ・施設実習における注意事項	学内	
実習開始1週間前	＜事前訪問オリエンテーション＞ ・実習施設にて指導者との顔合わせ、施設内見学、実習時の注意事項の伝達を受ける ・実習指導者と今期の到達目標についてすりあわせを行なう	各実習施設	
実習期間	・各種術式における歯科診療補助の見学と実践を行う ・実習指導者の指導の下に、歯科予防処置、歯科保健指導の見学と実践を行う	学内	
実習終了後1週間以内	＜実習後教育＞ ・当該週の実習日誌およびケース取得表を提出し、クラス担任より添削と指導を受ける。	学内	
連携する企業等	社会福祉法人江戸川豊生会特別養護老人ホームみどりの郷福楽園 社会福祉法人寿山会特別養護老人ホームケアホームズ両国 にじのいるか保育園 南葛西 他27施設		

(留意事項)

企業等と連携する授業科目(実施要項の3(3)の要件を満たすものに限ります。)毎に作成すること。